

# 平成29年度地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）実施要綱

北海道宗谷総合振興局長

## 第1 趣旨

地域づくり総合交付金制度要綱（平成25年4月19日付け宗地政第336号北海道宗谷総合振興局長（以下「局長」という。）決定。以下「制度要綱」という。）に基づき、地域づくり総合交付金における特定課題対策事業の交付に関し、必要な事項を定める。

## 第2 交付対象者

制度要綱第2の2に規定する交付対象者のうち、第3の1の(3)に規定する流木処理対策事業を実施する市町村については、複数の市町村で構成する協議会等を含むものとする。

## 第3 交付対象事業

- 1 制度要綱第3に規定する交付金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。
  - (1) 道の重要施策の推進のため、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業
  - (2) 大規模な災害等に伴って策定された復興計画に位置付けられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業
  - (3) 地域における懸案課題の解決が図られる事業で次の表に定める事業

区 分	対 象 事 業
流木処理対策事業（ハード系事業）	海岸保全区域内の保全施設がないエリアにおいて実施される事業で、漂着流木を沿岸などから押し上げ、集積、固定するなど2次被害を回避するための事業（運搬及び処分等の処理は除く。）。ただし、これ以外のエリアで実施される事業であっても、緊急やむを得なく、地域自らが対応しなければならない場合で局長が特に必要と認める事業は対象とする。 なお、当該事業を実施する場合において、海岸の形状などから、その場に集積することが困難な場合に限り、近隣の集積場に一時保管する際の運搬も対象とすることができる。

- 2 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として対象外とする。ただし、前項の(1)及び(2)の事業については、特に必要と認められる場合に国の補助金等の交付対象となる事業であっても対象とすることができるものとする。

## 第4 交付対象経費

制度要綱第4に規定する交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。ただし、第3の1の(3)に規定する事業の実施に必要不可欠な経費であると局長が認める場合にはこの限りでない。

### 1 ハード系事業

- (1) 事務費、調査費及び設計監督費（地盤調査及び設計監督の外部委託費を除く。）
- (2) 施設撤去費（改修事業に関連して必然的に発生し、整備する施設の工事に直接関わる経費を除く。）
- (3) 造成費（整地費又はグラウンド若しくは公園等の整備事業において事業の本体的な部分となっている造成費を除く。）
- (4) 用地取得費
- (5) 備品購入費（建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分な機能を有するものの購入費（単価が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のもの）を除く。）

### 2 ソフト系事業

- (1) 賃金及び職員費（ソフト系事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）
- (2) 食糧費
- (3) 備品購入費（事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められる場合は、当該事業の交付対象経費の5分の1を限度に対象とする。なお、備品をリース等により対応する場合の経費の割合についても同様とする。）
- (4) 用地取得費

- (5) 工事請負費（事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合を除く。ただし、既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものを除く。）

## 第5 交付金の限度額

制度要綱第6の1の表の(2)に規定する交付金の限度額の特例は、次のとおりとする。

区 分	交 付 金 の 額	
	上 限 額	下 限 額
流木処理対策事業	100万円 （複数の市町村が共同で行う事業又は平成28年8月以降に発生した台風に伴う大雨等により大量に発生した流木の処理に緊急的に対応するため、平成29年8月31日までに作業に着手した海岸保全区域内において実施される事業については200万円）	10万円

## 第6 交付金額の算定

- 流木処理対策事業のうち、平成29年8月31日までに作業に着手した海岸保全区域内において実施される事業に係る交付金の上限額は、交付対象経費に10分の10を乗じて得た額（その額が交付金の額の上限額を超える場合には上限額）の範囲内とする。
- 交付税措置のある地方債を利用する事業に係る交付金の上限額は、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額が交付金の額の上限額を超える場合には上限額）の範囲内とする。ただし、当該事業の内容、道の重要施策との関係、交付対象者の財政状況等を勘案して、知事が特に必要と認める場合には、次により取り扱うことができるものとする。
  - 第3の1の(1)に該当する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除しないことができる。
  - 第3の1の(2)に該当する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額（その額が交付金の額の上限額を超える場合には上限額）の範囲内で交付することができる。
- 前項の場合の交付金額は、当該地方債を満度に充当したものと見なして算出するものとする。ただし、同項ただし書により当該地方債の額を控除しない事業については、適用しない。
- 国の補助金等の交付を受けて実施する事業に係る交付金額は、交付対象経費から交付対象経費に係る当該国庫補助金等の額を控除して算出するものとする。

## 第7 事業計画に添付する関係書類

制度要綱第8の1に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- ハード系事業**  
事業計画に添付する関係書類は、別記第1号様式の地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）事業実施概要書とする。
- ソフト系事業**  
事業計画に添付する関係書類は、別記第2号様式の地域づくり総合交付金（特定課題対策事業）事業実施概要書とする。

## 第8 交付金の交付申請、交付決定等

制度要綱第9の1に規定する関係書類は、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号出納長通達）に定める「補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等」の告示（以下「事業告示」という。）で示すものとする。

## 第9 交付の条件

制度要綱第10に規定する交付条件については、次のとおりとする。

- 制度要綱第10の1の(1)に定める交付対象経費の額の変更については、当該交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限り、局長の承認を不要とする。
- 制度要綱第10の1の(2)に規定する事業内容の変更については、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められる場合（交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限る。）に限り、局長の承認を不要とする。
- 制度要綱第10の1の(4)に定める交付対象事業の実施により生じる財産の取扱いについて

は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、局長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過した場合はこの限りではない。なお、局長の承認を受けようとするときは、別記第3号様式により申請しなければならない。
- (2) (1)本文に定める承認を受けようとするときは、別記第3号様式により局長に申請しなければならない。
- (3) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設又は設備（以下「施設等」という。）を処分しようとするときは、処分前に別記第4号様式により局長に報告しなければならない。
- (4) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合においては、(9)に定める財産処分納付金の全部又は一部を財産処分納付金として道に納付させることがある。ただし、次に掲げる財産処分の場合は、この限りではない。
  - ア 地方公共団体が行う財産処分
    - (ア) 道路の拡張整備等の所有者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）（相当の補償を得ている場合を除く。）
    - (イ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）
    - (ウ) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等
    - (エ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等
    - (オ) その他局長が、財産処分納付金の納付の必要がないと特に認める場合
  - イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分
    - (ア) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は道所管の補助金等の対象となる事業など、局長が個別に認める事業を実施するために、転用（所有者の変更を伴わない目的外使用。以下同じ。）、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等を行う場合
    - (イ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合
    - (ウ) 道路の拡張整備等の所有者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ている場合を除く。）
    - (エ) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し等
    - (オ) 交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年を超え、かつ、耐用年数を経過していない施設等について、老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等
- (5) (3)に定める報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は、(4)のただし書の規定は適用しないことがある。
- (6) 地方公共団体以外の者が行う財産処分（財産処分納付金を納付した場合を除く。）で、処分後の財産について再処分を行う場合は、耐用年数を経過していない当該財産については、第9の3に定める各規定に基づき同様の手続を行うものとする。この場合、交付目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者が当該手続を行うものとする。
- (7) 担保に供する処分については、局長が適当であると認めた場合に限り、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金の納付を行うことを条件として承認するものとする。
- (8) (7)に定める承認に際しては、申請者に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の財産処分納付金の納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。
- (9) 財産処分納付金の額
  - ア 有償譲渡又は有償貸付の場合  
譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額）に、交付対象経費に対する交付金額の割合を乗じて得た額（財産処分納付金額の上限額は、処分する施設等に

係る交付金額とする。)。ただし、その譲渡額又は貸付額が評価額（不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）をいう。）に比して著しく低価であることを合理的に証することができない場合には、評価額とする。

イ 上記ア以外の場合

残存年数納付金額（処分する施設等に係る交付金額に、耐用年数に対する残存年数（耐用年数から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（耐用年数内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。）とする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際の財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合の算定方法によるものとする。

(10) 第4の2に定めるソフト系事業の実施により生じる50万円未満の財産処分については、(1)の規定にかかわらず、局長の承認があったものとして取り扱うものとする。

(11) (10)で定める財産処分によって収入があった場合、(4)の本文の規定は適用しないものとする。

## 第10 交付事業遂行状況報告

局長は、交付事業の適正な執行を図るため必要があるときは、交付事業者に対して、別記第5号様式により局長が別に定める日までに当該交付事業の遂行状況に関して報告を求め、又は当該職員に調査をさせるものとする。

## 第11 実績報告

制度要綱第13に規定する関係書類は、事業告示で示すものとする。

## 第12 その他の取扱い

- 1 局長が、第4のただし書により交付対象経費等の特例を認める場合には、事業の目的、内容、効果等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。
- 2 局長は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。
- 3 局長は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、総合振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができる認められる場合は、この限りではない。